## 信書便事業の種類

信書便事業とは、信書(書状、請求書類等)を送達する事業のことです。 信書便事業の種類は、大きく分けて次の2種類です。

1 「一般信書便事業」:全国全面参入型(ユニバーサルサービスの提供)

2 「特定信書便事業」: <u>3つの役務</u>の選択肢がある特定サービス型 (3つの特定信書便役務)

① 【大きい/重いサービス】 長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は 重量が4kgを超える信書便物を送達するもの。



② 【急送サービス】 信書便物が差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するもの。



③ 【付加価値の高いサービス】 その料金の額が 1,000 円を超える信書便物を送達するもの。

